

◆不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。法律等で報告が義務づけられているトラブルから、発電所の通常の点検で見つかる計器や照明の故障など、広い範囲の不具合事象が対象になります。

平成22年1月29日に不適合管理委員会で審査された不適合事象は、下記のとおりです。

区分Ⅰ：該当なし

区分Ⅱ：該当なし

区分Ⅲ：該当なし

その他：14件

No.	号機等	不適合件名	グレード	備考
1	1号機	廃棄物処理建屋2階換気空調系局所空調機設置エリア入口の上部側壁面の鋼板に腐食が認められたため、当該部を点検・修理	D	
2	3号機	停止中の復水移送ポンプ（A）のドレン弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
3	4号機	復水脱塩装置用空気圧縮機の動力伝達用ベルトカバーに一部破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
4	5号機	原子炉補機冷却系薬剤注入タンク冷却水出口弁の操作用ハンドルに一部破損が認められたため、当該部を点検・修理	D	
5	5号機	循環水系配管用電気防食装置（Z-11）用電位差計の指示値の異常上昇を示す警報が発生したため、当該装置を点検・調整	D	
6	6号機	原子炉格納容器除湿冷却系冷水ポンプ（B）の点検において、ケーシングボルト締付け部より水のリーク（1分間に1滴程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
7	6号機	廃棄物処理系濃縮廃液循環ポンプ（A）の軸シール水入口弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
8	6号機	廃棄物処理系温水器の復水入口元弁にシートリークが認められたため、当該弁を点検・修理	D	
9	6号機	廃棄物処理系廃液濃縮器（A・B）用加熱蒸気入口流量調整弁のグラウンド部より蒸気のリーク（湯気が立ち上る程度）が認められたため、当該部を点検・修理	D	
10	6号機	濃縮廃液ポンプ用軸シール水圧力調整弁のグラウンド部より水のにじみが認められたため、当該部を点検・修理	D	
11	集中環境施設	工作機械設備建屋電気品室に設置されている480V所内動力電源盤（D）の点検において、受電しゃ断器用リミットスイッチの保護ケース（プラスチック製）に一部欠損が認められたため、当該ケースを交換	D	
12	その他	水処理設備用加圧水ポンプ（A）駆動用電動機の点検において、カップリング部及びシャフト軸受部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
13	その他	水処理設備用原水ポンプ（A）駆動用電動機の点検において、シャフト軸受部に摩耗が認められたため、当該部を修理	D	
14	その他	社員の力量確認関係資料（平成21年度分）の作成において、関連マニュアルの改訂番号（9）に基づいて作成すべき資料のうち、旧版である改訂番号（8）に基づく様式を一部使用していたため、当該資料を正規な様式にて再作成	D	

【凡例】

公表区分	事象の概要	主な具体例
区分Ⅰ	法律に基づく報告事象等の重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉停止</li> <li>・ 発電所外への放射性物質の漏えい</li> <li>・ 非常用炉心冷却系の作動</li> <li>・ 火災の発生 など</li> </ul>
区分Ⅱ	運転保守管理上、重要な事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 以下のうち、法律に基づく報告事象に該当しない軽度な場合                             <ul style="list-style-type: none"> <li>* 安全上重要な機器等の機能に支障を及ぼすおそれのある故障</li> <li>* 管理区域内の放射性物質の漏えいが継続している場合 など</li> </ul> </li> <li>・ 原子炉への異物の混入 など</li> </ul>
区分Ⅲ	運転保守管理情報の内、信頼性を確保する観点からすみやかに詳細を公表する事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 計画外の原子炉または発電機出力の軽度な変化</li> <li>・ 原子炉の安全、運転に影響しない機器の故障</li> <li>・ 原子力発電設備に係わる機器に影響を及ぼす水の漏えい</li> <li>・ 圧力抑制室等への異物の混入</li> <li>・ 原子力発電設備に係る業務における人の障害 など</li> </ul>
その他	上記以外の不適合事象	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 日常小修理 など</li> </ul>

<原子力発電所における不適合事象の是正管理>

原子力発電所では、設備の健全性を維持し、安全運転を継続するため、発電所設備の定期検査や運転中の巡視点検、定例試験、点検・修理等を行っております。その中で、「不適合」が発見された場合には、「不適合管理マニュアル」に基づき、必要な是正措置を講じることとしております。

\* 不適合とは、本来あるべき状態とは異なる状態、もしくは本来行うべき行為（判断）とは異なる行為（判断）を言います。

不適合管理グレード分け（不適合管理委員会にて決定）

- A s : 法令、安全協定に基づく報告事象  
プラントの性能、安全性に重大な影響を与える事象
- A : 国、地方自治体等へ大きな影響を与える事象  
定期検査工程へ大きな影響を与える事象
- B : 国の検査等で指摘を受けた不適合事象  
運転監視の強化が必要な事象
- C : 品質保証の要求事項に対する軽微な不適合事象
- D : 通常のメンテナンス範囲内の事象
- 対象外 : 消耗品の交換等の事象

<注 意>

掲載内容に関するお問い合わせにつきましては、下記のお電話までお願いいたします。

電 話：0240-32-3432 福島第一原子力発電所・広報部・情報発信グループまで